

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 30 年 3 月 15 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 28 分

休 憩 午前 11 時 00 分～午前 11 時 09 分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、  
4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、 8 番 幸前 信雄、  
11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、  
14 番 鈴木 勝彦、 15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー （議長）杉浦 辰夫、（副議長）柴田 耕一

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策 G L、  
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、財務 G L、  
市民総合窓口センター長、市民生活 G L、  
福祉部長、地域福祉 G L、生涯現役まちづくり G L、  
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、  
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、地域産業 G L、  
上下水道 G L、  
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事、学校経営 G 技師

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

### 1 審査事項

(1) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 2 報告及び連絡事項

(1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 契約書(案)について

(2) 高浜小学校等整備事業 実施設計図面質問回答について

(3) 高浜市公共施設総合管理計画見直し案 意見及び回答(案)について

### 3 協議事項

### 4 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより、公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案1件であります。

なお、この議案第8号におきましては、分割付託とさせていただきます。この議案内に記載のある項目につきましては、高浜市公共施設総合管理計画に

載っておる市営住宅の施設整備スケジュールにもかかわるものでありますので、当公共施設あり方検討特別委員会に分割付託とさせていただいたものでありますので、よろしく願いをいたします。当委員会の議事は、そのように進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより付議事項の順に会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

## 《議 題》

### 1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

#### (1) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

なお、先ほど申し上げたように当委員会においては、別表の葭池住宅の項を削る部分のみが付託されておりますので、その部分の質疑をお願いいたします。

問（１） 今回、市営住宅の葭池住宅を廃止することなんですけれども、こちらは、どれぐらい前から入居者の方をずっと抑制されてきたと思うんですけれども、こういった形でやってこられたのか、わかっていれば教えてください。

答（市民生活） 葭池住宅の入居者の新規の申し込みを停止したというところでございますけれども、これは古い話でございまして、10数年前に廃止を決定いたしましたので、そのときから退去者があっても、新規入居の募集を行わないという形で、廃止に向けての長い取り組みをさせていただいております。

問（１） 葭池住宅だけということなんですけれども、参考までに、あと4つほど多分市営住宅って残っていると思うんですけれども、どれぐらいの入居者がいるかとかいうのは、おわかりになったら教えていただければと思います。

答（市民生活） 葭池住宅を除きます芳川住宅、湯山住宅、東海住宅、そして稗田住宅、4つの市営住宅がございまして、全部で管理戸数といたしまして140戸となっております。2月末現在の入居者が4住戸合わせまして115戸ということで、入居率が82.1%という状況になっております。

意（１） 前々から計画どおりということなんで、今後も使えるうちは使うという方針だと思いますので、計画にのっとった運営のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（６） 今の葭池住宅の廃止の件ですけれども、葭池住宅は多分、補助金を国からいただいていると思いますので、前に用途廃止したあと、売却だとかそういうことも視野に入れているというような話があったんですけれども、国の補助金をもらっている市営住宅の跡地については、簡単に用途廃止をしたあと売却処分だとかなんかができないと思いますので、以前うちのほうが一本木の住宅だとか、それから芋生の住宅やなんかを用途廃止したことがあるんですけれども、その辺のところも住宅管理のほうで申請をして、いろいろな手続きを取っていますので、その辺のところはわかってみえるのかどうかお答えください。

答（市民生活） 御質問の、廃止に伴う国庫補助の返還というようなところだ

と思いますけれども、葭池住宅につきましては昭和 39 年の竣工となっております、建築後約 53 年が経過しております。構造が C B 造りということで、ブロック造りとなっておりますので、耐用年数が 50 年ということで、国庫補助の返還の対象にはならないということで、県のほうには確認をしております。

委員長 ほかに。

問 (12) 葭池住宅を削るということですが、高浜では、高浜だけじゃないですけれども、高齢者の一人、単身者。なかなか普通のアパートなんかにも入りにくいですし、公営住宅にも入れないんですね。そういう方たちの入るところをつくってはどうかということを思うんですが、そういう点でどのように考えてみえるのか。

答 (市民生活) 御質問は、高齢者の方々を対象とした住宅の整備だと思いますけれども、今、私ども公営住宅の関係で、そういったものに特化した住宅を整備する計画は持ち合わせておりません。今ある公営住宅を有効に使っていただく。そういった高齢者の方にも有効に使っていただく。そういった形で、公募で入居者の募集をかけておりますので、よろしく願いいたします。

問 (12) 今、市営住宅は 82.1%というお話でしたが、湯山だとか、お店が近いところは割と入居率がいいかと思うんですが、横浜住宅ですか、東海住宅ですか、あっちのほうだとなかなか入居者が、希望が少ないかと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答 (市民生活) 委員申しますとおり、人気のある住宅は湯山住宅。これは間違いございません。先ほどの入居の状況で申しますと、湯山住宅が入居率が 85.4%、芳川住宅が 79.2%、東海住宅が 81.3%、稗田住宅が 80%という状況になっております。

公募をかけましても、やはり東海住宅ですとか芳川住宅というのが、応募がないというときもございまして、委員言われたとおり、商店街が近いだとか、そういうこともあろうかとは考えておりますけれども、引き続き公募をかけて、入居者の募集を行っていきたく考えております。

委員長 ほかに。

問 (12) 市営住宅は、あまり空きがないというふうに、一般的に何と言いま

すか、受けとめられているんですね。そこへ持ってきてお店が遠かったりすると、こちらは都合が悪いということもあると思うんですが、そういう面でも、もしこの葭池にそういう高齢者の市営住宅ができたとすると、病院も近くなる、お店も近くなる、非常に便利がいいところだと思いますが、そういう点では、どういうふうにお考えでしょうか。

答（市民総合窓口センター） 逆にそういった地域であるからこそ、民間のほうでさまざまな住宅のほうも、できている事情もございます。そういう中で皆さん、ニーズに合った住宅を選んでいく中、市営住宅もその一つの選択だというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

意（12） 先ほども言いましたけれども、単身者になると、民間住宅でもなかなか、いろいろなのが建っていますけれども、費用をようけ出さないと入れないということがありますので、特にそういう面で市営住宅を引き続き建てかえてはどうかということを行っているわけで、民間住宅、いろいろなのが建っているのはわかっているんですが、民間では費用が本当に上がってきていますんで、入れないというのが実情になっていきますんで、そういう点で今言っているわけです。いいです、わかりました。

答（副市長） 私ども、公共施設総合管理計画の中で、新たな市営住宅はつくらないという計画で、今進んでおります。将来どうなのかっていうことが、御心配はあるかと思いますが、当然、ある時期に人口減少社会の中に高浜市も入っていくんだろうと思っています。そのときに、民間住宅を上手に活用していこう、そういう考えでおりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（3） この今回の住宅の底地は、今後どのようにされていくのか、教えていただきたいと思えます。

答（市民生活） 底地の利用でございますけれども、いろいろな利用が検討されると思えますが、売却も視野に入れながら検討していきたいと思っております。

意（3） 売却も一つの視野にということなんですけれども、先日も3.11ということで、東日本大震災の報道が多くされていましてけれども、高浜市も今後、

小学校だとか中学校が避難場所にもなってくると思いますけれども、その後、一旦避難があつて、そのあとに、どこに、例えば仮設住宅をつくるのかだとか、災害のための復旧の住宅というんですかね、つくるのかっていうことも一応視野に入れて。せつかく住宅ができていた跡なので、下に水道だとか、そういったものも整備されていると思いますので、そういったことも含めて今後そういった、市が持っている土地っていうものをどういうふうに活用していくかというのも、ちょっと視野に入れて考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

答（副市長） 実は、廃止をする葭池住宅の北側に県警の職員の寮がございます。それもしばらくすると、市のほうに戻る形になります。ちょっと全体の敷地の中で、今、委員がおっしゃられたことを一度検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございません。

《採 決》

(1) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたし

ます。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

## 2 報告及び連絡事項

### (1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 契約書（案）について

委員長 説明を求めます。

説（こども未来部） それでは、資料1の「勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書(案)」をお願いいたします。本事業契約書（案）は、勤労青少年ホーム跡地について、プール等を含むスポーツの拠点となる施設を株式会社コパンが整備をし、供用開始時から30年間にわたり高浜市に地代を払い、施設の維持管理・運営を行うという契約でございます。本日、お示しをさせていただきました事業契約書（案）につきましては株式会社コパンと協議し、作成をしてきたものでございます。

それでは、契約書（案）の裏面をお願いいたします。まず、契約相手は株式会社コパンとし、事業名を勤労青少年ホーム跡地活用事業として、契約のほうを締結いたします。契約期間は、契約を本年3月中に予定しておりますので、3月の契約日より平成61年3月31日としておりますが、13ページをちょっとお願いしたいんですけれども、第39条でございますが上から2行目のところに、高浜市は株式会社コパンに契約期間満了時の2年前から1年前までの間に、事業用定期借地権設定契約期間の延長について協議することができるというふうにしております。

契約金額につきましては、20ページをごらんいただきたいと思いますけれども、別紙1にございますように、高浜市が支払う委託料等につきましては、い



ずれも税別でございますが、水泳指導等児童生徒1人1回あたり、これは2コマ分で800円。テニスコート利用料金につきましては、1面1時間あたり500円。照明を利用する場合はプラス750円で、水泳指導等委託料の支払方法につきましては、当該年の水泳指導が完了した学校ごとに、指導完了後の翌月最終日までに支払うこととしております。

また、株式会社コパンが支払う地代につきましては、毎年720万円とすることとしておりますが、当該年の固定資産税課税標準相当額の4%を下回る場合は、4%を上回る金額となるようにし、当該事業年度開始日の月の最終平日までに支払うこととしております。

それでは戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。まず、第1条、総則では、本事業は、「スポーツ振興を図り、市民の健康増進や市民交流の場を充実させること。」、「学校プール機能を有する民間施設を活用した新たな水泳指導の取組みを進めて行くこと。」、「民間のノウハウを活用して、可能な限り財政負担を軽減すること。」を目的に実施し、株式会社コパンは、高浜市に新たな費用負担が生じることのないよう十分配慮し、柔軟に対応することとしております。第2条では、用語の定義を定めております。

2ページをお願いいたします。第3条では、本事業は、21ページの別紙2に従い実施することとしております。

それでは、21ページをお願いいたします。事業スケジュールでございますが、まず、拠点施設の整備を平成31年3月31日までに行い、供用開始日を4月1日としております。次に、水泳指導の開始日を6月1日とし、平成61年3月31日を事業終了日といたしております。

3ページをお願いいたします。第5条では、本事業を実施するに当たり、本契約書、基本協定書等に記載のない事項については、互いに協議のうえ決定することとし、重要な事項については、覚書を取り交わすこととしております。

4ページをお願いいたします。第8条では、株式会社コパンは、自己の費用及び責任において、近隣の住民や環境に与える悪影響を最小限にするよう対策を講じるものとしております。第9条では、株式会社コパンは、本事業を進める中で、高浜市または第三者に損害が発生した場合、株式会社コパンがその損

害を賠償することとし、高浜市の原因による場合は高浜市が賠償することとしております。

第 10 条では、5 ページに移っていただきまして、施設整備に当たって、株式会社コパンの費用及び責任において作業スペースの確保、安全管理、警備等を行うものとしております。第 11 条では、株式会社コパンは、施設について機能を満足するよう柔軟な設計を行うものとし、高浜市は、必要に応じて設計または設計条件の変更を求めることができるとしております。このことにより、市が支払う水泳指導等委託料やテニスコート利用料等に変更が生じる場合は、双方の協議により取り決めることとしております。また、市からの提案書等に対する軽微な変更については、株式会社コパンが無償で対応することとしております。

第 12 条では、6 ページに移っていただきまして、株式会社コパンは基本設計図書、実施設計図書を高浜市に提出することとしております。

7 ページをお願いいたします。第 16 条では、工事期間中の電力、工事用水等の費用については株式会社コパンの負担とし、第 17 条では、施設の整備による騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、株式会社コパンがその損害を負担しなければならないとしております。第 18 条では、高浜市は施設整備完了時に、本件施設について完成確認ができるものとし、要求事項の充足が確認されない場合には、株式会社コパンに改善を求めるものとしております。

8 ページをお願いいたします。第 19 条では、高浜市と株式会社コパンは事業用地について、借地借家法第 23 条第 1 項に定める事業用定期借地権設定契約を締結することとし、第 20 条では、事業用地を他の用途に使用してはならないこと。第 21 条では、借地権の存続期間を平成 31 年 4 月 1 日から平成 61 年 3 月 31 日までの 30 年間とし、供用開始日が確定したときに、改めて存続期間の始期と終期を協議して定めることとしております。第 25 条では、契約の終了、9 ページに移っていただきまして、第 26 条では、明渡し・原状回復について定めております。第 28 条では、水泳指導等委託仕様書について、第 29 条では、テニスコートの業務計画について、それぞれ定めております。

10 ページをお願いいたします。第 32 条では、株式会社コパンは事業期間中業務日報を作成し、11 ページに移っていただきまして、高浜市に業務日報をまとめた業務月報を提出するものとしております。また、毎年度終了後には財務諸表、事業報告書を高浜市に提出しなければならないとしております。第 35 条では、高浜市は事業期間中、維持管理、運営業務の実施がサービス水準に適合しているか否かを確認するため、22 ページ以降のモニタリングを実施することとしております。

12 ページに移っていただきまして、高浜市は、株式会社コパンによる維持管理、運営業務の実施状況がサービス水準に適合していないことが判明した場合、24 ページにございますように、その内容に応じて、是正勧告、支払いの減額を行うことができるとしております。第 36 条では、高浜市が支払う水泳指導等委託料について、第 37 条では、水泳指導等委託料の減額について、それぞれ定めております。また、第 38 条では、委託料等の変更は、原則行わないこととしておりますが、不可抗力等大きな社会的要因により変更の必要がある場合は、双方の協議で定めるものとしております。

13 ページをお願いいたします。第 40 条では、契約期間満了時の取扱いとして、株式会社コパンは契約の期間満了に当たり、自己の費用負担で施設を撤去し、高浜市に明け渡すとしております。第 41 条では、高浜市による契約解除に関する規定、14 ページに移っていただきまして、第 42 条では、株式会社コパンによる契約解除に関する規定、第 43 条では、施設の完成前の解除に関する規定、第 44 条では、施設の完成後の解除に関する規定を、それぞれ定めております。

15 ページをお願いいたします。第 45 条では、損害賠償等について、第 46 条では、原状回復が未実施の場合の対応について、第 47 条では、本契約締結後の法令変更があった場合の対応について、それぞれ定めております。

第 48 条では、16 ページに移っていただきまして、不可抗力に係る負担について施設整備、維持管理・運営にかかる費用は、株式会社コパンの負担とすることとしております。第 49 条では、株式会社コパンは高浜市の事前の承諾がある場合を除き、権利・義務を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他の処

分をしてはならないとしております。第 50 条では、公租公課に関する規定で、全て株式会社コパンの負担とすることとしております。第 51 条では、株式会社コパンは自らの責任と費用負担により、事業の継続に必要な保険に加入しなければならないとしております。

18 ページをお願いいたします。第 57 条では、本事業の実施により利用者または近隣住民等に対し、著しい危害・損害を及ぼした場合または及ぼす可能性がある場合、高浜市は業務の一部または全部に対して、業務の停止を命ずることができるといたしております。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

問（6） それでは、質問させていただきます。勤労青少年ホームの跡地活用事業契約書については、その内容については今説明がされましたけれども、この資料は昨日、配付棚にあったのを見たわけですがけれども、この内容ですと、今、説明されただけではなかなかわかりませんので、以前、協定書だとかそういったものやなんかは、前に事前に配付をしていただいて、それで、いつまでに質問があれば出してくださいという、そういった提案がなされておったわけですがけれども、今後、こういった公共施設の関係については、事前に資料を配付していただいて、質問を受け付けることは考えていただけないわけでしょうか。その見解をお願いいたします。

委員長 委員長のほうから申し上げますけれども、基本的に議決事項にかかわってくる部分に関しては、できるだけ早く当局のほうに委員会に提出、あるいは議員さんの目にふれるようにということをお願いをしておりますけれども、このように、相手先のある契約書等の場合は、相手との協議の関係もありますので、どうしてもぎりぎりになってしまう可能性があります。

今回も、実はこれでも早めに出していただいた。皆さん方に、事前にお目に触れるようにしていただいたという経緯がございますので、そこのところは御理解をいただきたいと思います。今委員がおっしゃったところは重々承知しておりますので、そのような形で、今後も委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

問（6） それでは、内容をちょっと質問させていただきますけれども、事業

スケジュールでは、契約日から平成 31 年 3 月までが設計・整備期間となっています。以前もちょっと聞いたことがあるかもしれませんが、その期間の地代については、記載が書いてございません。

先ほど、中で、テニスコートの利用料が 1 面 500 円だとか、それから水泳指導の指導が 2 コマですか、それで金額が書いてありましたけれども、800 円ということで書いてありましたけれども、実際に建設のやつのは、借地料を 4% もらうわけじゃないですか。それで、工事にかかる期間が 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までのその期間のことは、この契約書の中に書いてありませんので、その間の賃借料というのは、どうなっているのかお聞かせください。

答（こども未来部） この件につきましては、2 月 15 日開催の特別委員会のほうで黒川委員から御質問があった件だと思いますけれども、私どもといたしましては、建設期間中の借地料というのは収益を生まないという考えから、無償でお願いしたいということ。

そうすると議会の議決ということが必要になってきますので、時期といたしましては、まだこれ勤労青少年ホームの工事も始まったばかりで、一応、現在の予定でいきますと 5 月末が終了、終期になっております。それと、あとコパンも現在、設計のほうをやっておる段階ということで、いつから建設に入るかというのは、まだこれ、不確定でございますので、それが決まり次第、議会のほうには、諮らせていただきたいというふうに考えております。

問（6） 今、言われたことはわかりますけれども、実際にうちのほうが払うのは、いわゆる、その委託料として水泳の指導料だとか、それからテニスコートの使用料を委託料として払うわけですね。ですから、建物の建設だとか、それにかかる費用がコストにはね返ってくる。

以前僕が、いくらの費用がかかるだとかそういったことを聞いたら、それは企業がやる話であって、市のほうは関知しないとかいう、そういう答弁があったと思いますけれども、そういう形だったら、なにもわざわざ工事期間中のやつは無償にしなくても、その間は有償にしてもいいじゃないかというふうに思うんですけども、その辺の考え方はいかがなんですか。

答（こども未来部） この事業は、民間にやっていただくんですけども、今

言われるのは、おそらく公共性だとか、公益性だとかということをおかれておるかというふうに思います。

まず公共財産の有効活用として借地料とか固定資産税が入ってくる。で、それは歳入が確保できるということ。それから、学校プールとしての利用。それから、児童生徒の指導補助、市内テニスコートの維持といったことが、これからも市が絡んできますので、そこに任せっきりということはありません。これからも30年間につきましては、先ほども言いましたように、年度末には財務諸表だとか、それから月報だとかそういったものを出していただきます。そういったことで公益性・公共性があると考えておりますので、無償にさせていただきたいということです。

問（6） 最後に1点だけお願いいたします。高浜小学校は、小学校ができてから指導のやつを委託するというので、それはわかるんですけども、31年4月から、もう運営、青少年ホームの跡地活用のあれが始まるわけですね。

そうすると、プールは利用できるわけじゃないですか。そうした場合に、ほかの、いわゆる高浜小学校以外の小中学校があるわけですけども、それはいつから利用するだとか、そういったことは考えがあるわけでしょうか。

答（学校経営） ほかの学校の水泳指導の委託の開始時期につきましては、以前の一般質問の際にもお答えさせていただいておるんですが、今の予定といたしましては、31年度に高浜小学校を開始したあとに、33年度に南中学校。35年度に高取小学校。37年度に港小学校を予定しております。残りの翼小学校、吉浜小学校につきましては、平成に入ってからプールを建てかえたこともありまして、まだ当面使えるということで、平成40年度をめどに、まだ使えるかどうかというところを検討していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 2、3教えていただきたいんですけども、20ページのところの委託料。児童生徒1人1回当たり800円っていうのは、これは、設定根拠を知りたいんですけども。どこをどう調べてこの金額がはじき出されたかというのは、さっぱりわからないんで。

それと総額っていうか、高浜小学校を投げるときには予算化されると思うん

ですけれども、これ、いくらぐらいの金額になるかというのが、これだけだと見てもわからないので、そういうところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

答（学校経営） 水泳指導等の児童生徒1人1回当たり800円という数字なんですけど、相手方のコパンさんが、採算に見合うようにという形等も勘案しまして、出してきていただいた数字でございます。この数字をもとに、現在の高浜小学校の児童数で積算をいたしますと、年間約260万円の水泳指導委託料が発生してくるというふうに考えております。

問（8） 今、コパンさんの提示だっていることをおっしゃってみえたんですけれども。全国的にいうと、こういうことをされている事業っていうのは、以前も答弁いただいていますけれども、自分たちも千葉の佐倉のほうに、見せていただきたとか、先行している事例があって、いろいろ検討されて、その金額的な面ははじかれていると思うんですけれども、何か、向こうの言い値でやっているというふうにしか聞こえなかったんです。

たまたま、こちらのそのプールの維持管理だとかそういうところでみて、金額的には払える範囲だというふうに判断されたんだと思うんですけれども、その辺のところは、どこまでどう調査されて出されているかというのが、検討している数字が見えないので。単に、金額しか出てきていないので。このバックデータみたいなことは、どういうことを調べられたんですか。

問（学校経営） きょうは佐倉のデータを持ち合わせていないんですが、例えば西三河のほうでは、まだこの水泳指導のあり方の見直しを進める自治体はないんですけれども、知多半島のほうでは、かなり見直しの動きが顕著になってきております。

先日も大府市のほうが、来年度から試行的に水泳指導のあり方を見直すということで、うちと同じように民間プールで水泳指導を行うというところで、大府のほうに確認したんですが、大体、そちらのほうを割り返すと1コマ当たり児童に換算しますと530円ということなんですけど、うちと同じように2コマ単位で授業を行う予定ですので、1回の授業で単純に計算しますと1,060円という計算になります。

佐倉のほうも、私、今ちょっとデータを持ち合わせていないんですが、データのほうの積算をしましたところ、こちら、高浜市のほうでは今、800円プラス消費税という額が出ておるんですけれども、これよりは高い数字で水泳指導を委託をされているという数字を覚えておりますので、この800円という数字は、比較的妥当な数字であるというふうに考えております。

問（8） 今、お答えいただいたんですけれども、要は、以前から言っているように、たまたま今、維持費と比べてという話をさせてもらいましたけれども、その辺で見ていると、どういう形になるかっていうのは、僕らはわからないんです、そういうところをまず説明いただけないですか。

要は今、維持費がぶれるけれども、大体年間でいうと200万円から300万円の間とか、300万円から400万円の間だとか、その辺のレンジでこの場ではいいんで、以前からもその数字の話しつく言っていますけれども、ベースになっているんで。赤になったってこれ、苦情を言うような話じゃないんで、要は、プラスアルファの部分が見えれば、それはそれで判断する基準じゃないですか。けど、もとになっているところがわからないと議論が不透明になってくるんで、そういうところをちょっと明快にしてほしいんですけれども。

答（学校経営） 今、幸前委員さんがおっしゃられました、まず毎年固定してかかってくる、例えば水道代とか、ガス代だとか、電気代だとかという、固定でかかってくる費用でいきますと、ここ5年で見ますと、200万円から270万円の間で推移しております。

それにプラス、プールの老朽化によりまして、過去この5年で毎年50万円から140万円の間で修繕料が発生しております。そういったものを足し合わせまして、ここ5年で一番費用がかかっているのが平成25年度、平成27年度で約350万円という数字となっております。それ以外の年度につきましては、修繕料等も全て合わせまして、280万円から300万円の間で推移しているという数字でございます。

答（総務部） 800円の根拠の妥当性ということで、先ほど、高浜小学校に当てはめると、消費税込みで約260万円ぐらいになるという答弁をさせていただきました。



運営コストだけで今どれぐらいのコストでかかっているのかということで、学校経営グループリーダーから答弁がありましたのは、280万円から300万円ぐらいでした。そのほかプールを運営していくためには、プールを建設して、あるときに大規模改修をして、解体をするという費用が、いわゆる施設ライフサイクルコストが発生するわけですが、施設ライフサイクルコスト分発生しませんので、建設費、大規模改修費、解体費相当額が削減できるということになるかと思えます。

問（8） あと2、3伺いたいんですけども、プールの件で。これ送迎って、高小でバスの送迎料まで、これ全部ひっくるめてもこの金額になるんですか。

答（学校経営） 幸前委員おっしゃるとおり、バスの送迎料も含めた委託料となっております。

問（8） あと、これ以外にも順次、プール事業を委託していくっていう話をされていましたが、そのときに見直しが入るかどうかを。

まだこれは、高浜小学校だけのベースでの検討の契約になるんですね。

答（学校経営） 正式な折衝が契約後になってまいります。この単価800円というのは、高浜中学校を除く全小中学校が行っても、この単価でやっていただくというふうに考えています。

問（8） 送迎中に、何か不慮の事故が起こった場合は、これ送迎代もひっくるめてですから、相手方の責任である、そういうふうに考えていいんですね。こちらは無責任と言わないですよ。ただ金額的な補償とかその辺のところ、向こうが持っていたらいいという、そういう内容になるんですね。

答（学校経営） 事故の内容にもよるとは思うんですが、一方的に運転手の過失責任のもとで起こった事故であれば、当然、第一義的には事業者のほうに責任が及ぶと考えておりますが、ただ、事業の発注主は最終的に市になってまいりますので、市のほうも、責任は免れないとは考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 今の答弁、よくわからなかったんですけども。要は、発注しているんで、関係ないと言わないですけども、金額的な話のことを聞いたときに、それは何、市も負担するような断面が出てくるという、そういう話なんで

すか。

答（学校経営） そのときの事故の様子にもよるので、この場合は事業者、この場合は市のほうという切り分けは明確にはできないと思いますが、基本的には、送迎中に運転手の責任で事故が起こった場合は、一義的には事業者の保険で対応していただく形になると考えておりますが、先ほど幸前委員さんがおっしゃられたように、市は一切関係ないということは、そういうことは言えないと思いますので、当然、市としても責任を、金額的な責任という面ではなんともいえないんですけれども、市としても責任があるというふうには考えております。

問（８） 何となくわかったような、わからないような、これは、ケースバイケースだということを言いたいんだらうなというふうに感じますけれども。

あと、これ小学校って、夏休みにプールの開放事業とかやられていますよね。その辺のところは、これの契約の中で、もう有償で使ってくださってという話になるのか。その辺のところは、どこまで見ているのかということをやっと教えていただきたいんですけれども。

答（学校経営） 夏休みのプール開放を行った場合は、先ほど申し上げた額にプラスで加わってくると考えております。夏休みの開放につきましても、学校のほうと新しく、新しい水泳指導の方法になった際に、どのようにしていくかというところも、正式に詰めていく必要があると思っております。

問（８） 今の御説明は、決まっていないうことを言いたいんですか。

答（学校経営） 夏休みの開放までにつきましても、まだ事業者も決まっておられませんので、学校側の意見としては、なるべく残したいという考えではいるんですけれども、実際、事業者と話をすることで、安全対策等を考慮しまして、どこまで存続させるかというところは、今後、調整をしていく必要があると考えております。

問（８） 検討されていないということで、わかりましたので。

あと、最後にしますけれども、これもし、前からコパンさんという名前が出ていましたけれども、事業を継続できなくなった場合に、どういう形でその水泳授業を保証するということは、どこまで検討されているんですか。

答（学校経営） 授業の保証、をどこまで続けるかということなんですけれども、私どもといたしましては、こちらの契約書（案）にあります、平成61年3月まで授業を契約させていただくということで、お互いに意思を確認していきたいというふうに考えております。

問（8） 要は、民間を相手にするんですから、経営ができなくなるとこれ、授業ができなくなるんですよ。

そのときに、水泳授業ができなくなるという断面が出てきて、どう対応するかということを検討されているかということを知っているんで。契約書で、相手があった場合は、このとおりにやりますよ。だけど、民間を相手にするという事は、そういうリスクが入ってくるんですから、そこをどう考えているかということを知りたいんです。

問（学校経営） 民間のプールが使えなくなった場合ということをおっしゃっているかと思うんですが、その際は、例えば中学校のプールをお借りするとか、そういう形で対応を考えていきたいと考えております。

意（8） わかりました。そこまで起こってから考えるというパターンは、検討されてないっていうふうに素直に言っていただければ、それはそれで構わないですよ。こういう方法だってあるということはわかるんで。

ほかの学校のプールを、時間割して使うということもできるし、プールを運営している事業所はコパンさんだけじゃなくて、高浜でみるとコパンさんだけかもしれないですけども、刈谷に行けばあるし、そういう手だって考えられるんで。そういう選択肢は、やっぱり頭の中に多少入れておいていただかないと、何か起こったときに、すぐにばたばたとなるんで、そういうリスクマネジメントというのは、基本的にそういうことじゃないですか。何か起こったときにこうするっていうのは、多少頭の中に入れて、考慮していただくようお願いしたいんで、それだけは考えておいていただきたいと思います。

答（副市長） 私ども、業者選定委員会の中で、当然ながら財務諸表、資金計画、見させていただきまして、そこには公認会計士も入って、全体を見させていただきました。

30年間、当然やっていけるだろうという大前提ではおりますが、委員おっし

やるとおり、どういうことが起こるかはわかりません。私どもの第一義的な考え方は、高浜市の土地の上にある施設ですので、何とかその施設が、残して、次に活用できる方法をまず考えてまいりたいというふうに思っております。

委員長 ほかに。

問(11) ちょっと確認ですけれども、先ほどプールの年間維持コストが200万円から270万円かかるっていうふうにおっしゃっていましたが、これ1校じゃなくて、市全体ですよ。

答(学校経営) こちらは、高浜小学校単独の費用でございます。

問(11) ちょっと私、予算書しか持っていないので、予算書で今計算すると、プールに関係するようなところを足したら、そういう形にはなっていないんですけども。水道代、電気代、消耗品費、光熱水費の中に3,400万円入っていますが、そういうものは、プールにかかるものだけを足してということになるんですか。

答(学校経営) 神谷委員おっしゃるとおりで、予算書の中では、明確には高浜小学校についていくらかかるということは、判断できないと思います。

私どもが、高浜小学校単体で数字を引っこ抜いて積み重ねた数字が、先ほど申し上げた数字となっております。

委員長 ほかに。

問(15) 20ページで、今の水泳指導の委託料の件で、33年に南中学校、35年に高取小学校、37年に港小学校とありますけれども、これはあくまでも契約において、これ決定事項として、これは向こうと契約をしていることでしょうか、これは。

答(学校経営) 小嶋委員がおっしゃられた、年度によってどこの学校、回数かということにつきましても、募集要項の段階で、その内容を盛り込ませていただきまして、その内容で応募をしてきていただいたということで、正式に契約後に、きちっとしたお話をしていきたいと考えております。

問(15) ということは、例えば、35年度になったら高取のほうがちょっと見直したいが、ちょっともう少しずらしてもらいたいということは、これはありえないと、これは。そういったことは。

答（学校経営） 募集要項では、あくまで予定という形で書かせていただいていたんですが、当然、いろいろな状況にもよってくると思いますので、そのあたりは市と事業者と調整しながら、当初の予定どおり進められるように、努力していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 高浜小が、このプールを使うのに年間 260 万円というお話でしたが、その後南中や、高取小や、港小や、順次使うところがふえていくというお話なんですけど、特別その 1 カ月の間にということではないでしょうが、全ての学校が使うほどコパンのほうが余裕というか、物理的な余裕があるんでしょうか。まずそれをお聞きします。

答（学校経営） 今、高浜小学校のみで考えておりますので、夏の期間で十分水泳指導が終わると思いますけれども、これが、先ほど申しあげました 37 年度まで 4 校が行うことになった場合は、やはり夏場だけでは対応できないと思いますので、ある程度期間を広げて対応していただきたいというふうには考えております。ただ、シミュレーションの中では、十分、コパンさんでも対応していただけるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 高浜小が 260 万円。ほかにこの、とりあえず 4 校が順次ふやしていくということなんですけど、これ、先ほど出ましたかね、みんな同じ金額ということでもいいのかどうか。

それと、子供の児童生徒 1 人あたりは 800 円ですが、生徒の人数に掛けるということかと思っておりますので、多少変わるにしても、その計算は絶対に変わらないというふうに考えていいのかどうか、まずそこを。

これは、学校でいう 2 時間当たり、2 時間を 1 つの枠として 800 円だということでもいいのかどうか。

答（学校経営） まずこちらに、契約書にあります委託料。児童生徒 1 人、1 回当たり 800 円というのは、どの学校で実施したとしてもこの 800 円でやっていただくということです。

あと当然、児童生徒が、その数が学校によって違いますので、委託料も学校

ごとによって変わってくるということでございます。

委託料の変更ということですが、こちらは契約書にありますように、原則この額で、ずっとやっていきたいということ考えております。

答（総務部） 金額は絶対に変わらないのかという御質問をいただきましたので、12 ページの 38 条に、委託料等の変更の規定がございます。原則は行いませんけれども、不可抗力等大きな社会的な要因があって変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、定めてまいります。

答（学校経営） 1 つ答弁漏れがありました。2 コマで、800 円という数字です。

問（12） 先ほど、委託料の関係で不可抗力等の大きな社会的要因って、どういふのを考えてみえるのか、まずお示してください。

答（総務部） 契約書で申しますと、2 ページになります。（6）に、『「不可効力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない予見不可能な自然的または人為的現象をいう。』とあります。自然災害以外の要因も考えられるということでございます。

問（12） 先ほど、送迎中の事故はコパンの責任になるというお話と、市のほうも責任は免れないというお話が出ましたが、この境目というものは、一体どういふところにあるのか。

委員長 内藤委員に申し上げますけれども、この契約書自体が、これは議決事項ではございませんし、法に基づいてつくられているものだと私は理解しております。

その中で、ここに書かれている言葉尻がこうだ、ああだという質問をされても、答弁が的確な答弁になるとは限りませんので、質疑においては、例えば委託事業としてのものに関して、これがしっかり担保されているのかどうなのかというような部分ですとか、そういう聞き方をしていただかないと、議会における議論には成り立たないんですよ。よろしいですかね。

例えば今の質問でしたら、例えば裁判所へ出て行って、そこの裁判所の判断を仰ぐような話を今ここで聞いているんですよ。これはもう、ここで質疑をする事案とは、質疑にはなっていないという判断をさせていただきますので。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 09 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

ほかに質疑のある方。

意（教育長） こういった1回当たり 800 円とかいう金額が出てしまうと、どうしてもそれが妥当かとか、どうなのかとか、そういうことが問題になって議論に傾いてくるのはわかりますけれども、今一度、小学校の水泳指導を民間プールを活用したらどうだという、そういったメリットのことをもう少し考えていただきたいかなということをおもっています。

子供たちは、本当に安定した環境の中で、専門のスタッフの補助も得られて泳力は必ず向上しますし、先生方も天候に左右されないということなので、カリキュラムが予定どおり消化できるということは、他の教科に及ぼす影響も大変いいかなというふうに思います。

それに何よりも、煩わしいプール管理という仕事から解放される、そういったこともあります。もちろん、財政的にも当然メリットはありますし、保護者は保護者で、子供たちが素敵な環境で水泳指導ができるということで喜びも感じますし。もっと言えば事業者も、もともとすいている時間帯、あまり利益にならない時間帯に、そういった学校が使うことによって利益が得られるということで、近江商人じゃありませんけれども、自分よし、相手よし、世間よしだけでなく、私が考えるに、これ六方よしぐらいの感じの計画かなというふうにおもっています。

ただ、どなたか言われたかもしれませんが、リスクは当然ありますし、事故のことも心配ですが、それは、どんな学校の行事だとかでも同じことでもあります。ただ、その回数が多い分、それは多いということは承知していますが、当

然、それは事業者に対しても安全第一でということは、申し入れていかななくてはいけないし。もしも、民間が倒れちゃったということも当然あるわけですが、それはそのときに考えるといういいかげんな答弁ですけれども、まず高浜中学校は、民間のほうには考えていませんので、そのプールだけは堅持してやっていく。最悪そこに、どの学校も行くということも考えられるかなと思っています。一応、そんなふうなことで、私の思いを言わせていただきました。

問（８） 金額のお話にいくっていうふうにおっしゃられましたけれども、これ議決事項じゃないんですよね。で、何を議決するっていったら、予算なんですよ。どうしても金額のところに話がいくのは、これは議員としてしょうがない話だと思います。

それは、何か誤解されても困るんですけれども、もう１点。プラスアルファの部分ということおっしゃられるんですけれども、自分たちがやっぱり可視化して、今に対して何が良くなるというのが、こういうことができる、あるっていうのがいいんだけど、普通の人ができるように説明できるようなものが出てこない、僕らにはわからないんですよね。以前から言っているように、現状がこうで、これがこうなるんだっていう説明をされればわかるんですけれども、よくなるんだよくなるんだ、これではね、一般の人も、僕らもわからない。

答（教育長） 現状よりも何がよくなるかといえ、子供たちの水泳の授業がさっきも言いましたように、寒い中に入らなくてもすむようになるとか、そういった授業の安定した、必ず決められた時間帯の予定どおりの授業で進められるということと。

あとは、室内プールなので、まさに天候に左右されずに、温水ですから温かい、だから初心者、あんまり水泳の得意でない子供にとっても、十分に水泳の指導が行き渡って、丁寧にやれるということは、それは世間の皆さんはわかると思いますけれども。温水でやること、室内でやることと、屋外の環境でやるというその違いは、わかると思います。それではだめでしょうか。

委員長 自由討議ではありませんので、質疑、答弁という形で、よろしく願いいたします。



問（８） 要は、こういうものをつくってほしいというふうに。

今の課題があつて、これが委託することによってこういうふうになる。それが対比できるものがないから、ああだこうだ、もやもやとしたことを言われているだけなんで、そういうものをわかるようにつくるのが、相手に納得させる手段じゃないかと思うんで、そういう意見を言わせていただいています。だから、今おっしゃったことを書いてくれればいいんですよ、それだけ。

委員長 ほかに。

問（１２） テニスコートの利用料金ですが、今現在はいくらで、これ照明利用の場合に 750 円というように出ていますが、今は、夜間というかナイターというか、照明利用は別でとっているのかどうか、そこもお示してください。

答（文化スポーツ） 現在の南テニスコートの利用料金ということでございますけれども、1 面 1 時間 230 円。

照明につきましては、実際には 9 月からナイター利用を中止しておりますけれども、規定としては 1 面 1 時間 620 円ということになっております。

問（１２） 利用者にとっては値上がり、これができても値上げになるわけですが、これについては、どのように周知していくんでしょうか。

答（文化スポーツ） 利用料金の周知ということでございますけれども、利用料金のことだけには限りませんが、しかるべき時期のときに、例えば広報に掲載するですとか、そういう周知のほうはしてまいりたいと思います。

また、値上がりするというところでございますけれども、一般的に民間のテニスコートというのは、大体 1,500 円から 2,000 円ぐらい、さまざまな値段がございますけれども、そういったところが相場な中で、この金額というのは大変妥当な金額であるというふうに判断をしておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、勤労青少年ホーム跡地活用事業 契

約書（案）について、質疑を終了いたします。

（２）高浜小学校等整備事業 実施設計図面質問回答について

委員長 説明を求めます。

説（学校経営） それでは２番の（２）、高浜小学校等整備事業 実施設計図面質問回答について御説明させていただきます。資料２－１をごらんください。

前回、２月 15 日の公共施設あり方検討特別委員会におきまして、高浜小学校等整備事業 実施設計図面の概要を報告させていただき、２月 23 日までに議会事務局へ 24 問の質問が提出されました。24 問の質問に対しまして回答を作成させていただき、一覧としてまとめさせていただいたのが資料２－１でございます。質問及び回答の内容につきましては、すでに委員の皆さまにお配りしている資料２－１のとおりでございますが、１問１問の説明は省略させていただきたいと思えます。

質問の２番と３番につきまして、一般の方と児童が交差するのではないかと、あるいは不審者が出入りできるのではないかと、まだ一般の方が地域利用することを不安視する質問がございました。これにつきましては、これまでも何度か御説明させていただいておりますが、学校の授業が行われている時間帯は、セキュリティにより物理的に分けられるため、児童と一般の方との交差はございません。逆に地域の方の見守りの目もふえることから抑止力、あるいは安全性は高まるというふうに考えております。簡単ではございますが、以上で資料２－１の説明を終わらせていただきます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑があれば、お願いいたします。

質 疑 な し

説（総務部） 引き続きまして、実施設計図面に関連をするということで、資料２－２でございますが、高浜小学校等整備事業総量圧縮（面積削減）の状況についての御説明をさせていただきたいと思えます。

高浜小学校等整備事業における複合化の効果につきましては、議会での御質問に対しまして、実施設計の面積が決まれば複合化予定施設の現在の面積と実施設計後の面積との比較については、お示しができる旨の回答をしております。前回2月15日の本特別委員会において、実施設計後の各施設の面積をお示ししましたことを踏まえまして、本日、その御説明をさせていただくものであります。

初めに資料下段の、前提条件をお願いいたします。本資料の作成に当たりましては、5つの前提条件のもとに作成をいたしておりますので、初めに、そのことの御説明をさせていただきたいと思っております。

前提条件1は、表上段の①欄、複合化・機能移転対象施設欄に用いた面積につきましては、公共施設総合管理計画または公共施設マネジメント白書の面積によるものであることを記載いたしております。

前提条件2は、表上段の②欄、実施設計欄の面積につきましては、2月15日の本特別委員会でお示しをしました実施設計後の面積を用いております。この際、実施設計面積11,827平方メートルと申し上げましたが、その部分から駐輪場の面積120平方メートルを除きました11,707平方メートルを用いて記載いたしております。駐輪場の面積を含めない趣旨は、表の上段の①欄の面積には、駐輪場の面積を含んでいないこととの均衡を図るものであります。

前提条件3は、この資料が、複合化による施設の総量圧縮、面積削減の状況をお示しする資料でありますところ、そもそも複合化による総量圧縮、面積削減を想定していない校舎及び学校屋外施設、以下、校舎等と申し上げますが、につきましては、比較対象から除いた上で、面積の比較増減、実質上の比較増減を示すものであります。

例えば、北校舎の普通教室につきましては、1教室当たりの面積は、現在の54.5平方メートルから64平方メートルにふえるなどによりまして、校舎等の面積は6,011平方メートルから6,960平方メートルに949平方メートルふえていますが、この面積増と申しますのは、複合化とは別の次元で発生し得る、別の言い方をいたしますと、単独で建てても発生し得る教育環境の向上または自然増に伴う面積増でありますので、そうした影響は比較対象から控除して、実

質上の比較増減を行うというのが前提条件3の趣旨であります。

前提条件4は、校舎等も含んで施設全体で見た場合の見た目の比較増減といえますか、形式上の比較増減を示す趣旨であります。

その上で、前提条件1から前提条件4までに基づいて試算した結果は、表上段の③欄、比較増減欄のとおり、校舎等の面積増を控除した場合の面積の増減は4,049平方メートルの削減となります。また、表上段の④欄、比較増減欄では、校舎等の面積増を含めた施設全体の面積の増減は、3,100平方メートルの削減となります。

最後に、前提条件の⑤をお願いいたします。ただいま申し上げました面積の削減状況と申しますのは、表上段①欄のローマ数字のⅡの児童センターや、ローマ数字のⅢの地域交流施設に含まれるそれぞれの施設が、複合化・機能移転され、今後解体、譲渡または返還等が行われた後の総量圧縮、面積削減状況を前提としていることを記載したものであります。説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、高浜小学校等整備事業 実施設計図面質問回答について、質疑を終了いたします。

1つ、委員長のほうから申し上げますけれども、ただいま総務部長のほうから説明のあった資料2-2につきまして、これは数字、さまざま入っております。それから比較対象、さまざましておりますけれども、あくまで前提条件というものがあって、この数字があるというところ。これは議員としてしっかりと、もし尋ねられた場合は御説明をいただきたいと思っております。単に数字をひとり歩きさせることのないように、気をつけていただくことをお願いしておきます。

(3) 高浜市公共施設総合管理計画見直し案 意見及び回答(案)について  
委員長 説明を求めます。

説(総務部) それでは資料3、公共施設総合管理計画見直し案に対する意見  
及び回答(案)につきまして、御説明を申し上げます。

初めに1ページの「1 パブリックコメント実施状況」をお願いいたします。  
本見直し案の概要につきましては、前回2月15日の本特別委員会で御説明をい  
たしますとともに、(1)のとおり意見募集を行いました。

(2) 意見件数は、5人の方から32件の御意見をいただきました。提出さ  
れた御意見につきましては、本計画見直し案に反映するか否かを含めて検討を  
行いましたところ、(3)①から⑤までのとおり、整理をする予定であります。

内訳は、①修正または一部修正をする予定のものが1件。②現計画または原  
案(見直し案)に既に御意見が反映されているものとして整理する予定のもの  
が1件。③原案のとおりとする予定のものが19件。④意見募集の対象となる原  
案(見直し案)の内容以外の御意見、例えば、住民説明のあり方でありますと  
か、市民意見の聴取のあり方でありますとか、そういった御意見として整理す  
る予定のものが9件。⑤その他、御感想・御質問などに整理する予定のものが  
2件であります。

本日御報告させていただきました趣旨は、意見募集の結果、どのような御意  
見があったのか、議会への早期の御報告を目的といたしております。したが  
いまして、市の対応につきましては、表中にも回答(案)及び対応(案)といた  
しましたとおり、現時点では(案)でございまして、今後、内容の精査を行っ  
ていく中で変更が生じる場合もございます。そうしたことから、本日の付議事  
項も、意見及び回答(案)とさせていただいたところでございます。

最終的な取りまとめは今月末を目途に行い、その後、市公式ホームページ等  
での公表を予定いたしております。議員各位には、その際に改めまして公表資  
料を配付させていただく予定でございます。説明は、以上のとおりでござい  
ます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いいたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、高浜市公共施設総合管理計画見直し案 意見及び回答（案）について、質疑を終了いたします。

### 3 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

### 4 その他

委員長 初めに、私のほうから1点お願いいたします。

次回の公共施設あり方検討特別委員会については、日程が決まり次第、連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

皆さんのほうから何かあれば、お願いをいたします。

意 見 な し

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時28分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長